袋井市空家等対策協力事業者登録事務実施要領

（目的）

第１条　この要領は、空家等の適切な管理及び利用の促進並びに解消（以下「空家等対策」という。）に関する業務等の提供ができる事業者の情報の登録を行い、その情報を空家等の所有者等に提供することにより、空家等対策の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）空家等　市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（２）空家等の所有者等　空家等を所有し又は管理する者をいう。

（３）協力事業者　空家等対策に関する業務等を提供できる事業者として、協力事業者名簿に登録した者

（４）空家等不動産流動化業務　空家等の売買及び貸借の仲介業務をいう。

（５）空家等解体業務　空家等の解体業務をいう。

　（協力事業者の資格要件）

第３条　空家等不動産流動化業務の協力事業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が交付する免許の交付を受け、宅地建物取引業を営んでいる者

（２）宅地建物取引業法の規定に違反し、業務停止処分又は免許取消処分を受けていない者

（３）袋井市税等を滞納していない者

（４）袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

２　空家等解体業務の協力事業者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）建設業法（昭和24年法律第100号）による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの建設業許可を持つ者又は静岡県知事による解体工事業登録をしている者で、袋井市内に本社、支社、営業所等を有するもの

（２）袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年袋井市告示第206号）に規定する指名停止を受けていない者

（３）袋井市税等を滞納していない者

（４）袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

（協力事業者登録の申請）

第４条　協力事業者として登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力事業者登録申請書（様式第１号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（１）誓約書（様式第２号）

（２）その他市長が必要と認めるもの

２　前項の書類では、前条の規定に該当するかどうか判断できないときは、市長は申請者から聴取りを行うことができる。

（事業者登録）

第５条　市長は前条の規定による申請があったときは、第３条の規定に該当するかどうかを審査し、適当と認めたときは申請者に協力事業者登録通知書（様式第３号）を交付するとともに協力事業者名簿に登録し、適当でないと認めたときは協力事業者登録却下通知書（様式第４号）を交付するものとする。

２　第３条及び前項の規定にかかわらず、市長は、登録することが適当でないと認めたときは、協力事業者名簿に登録しないことができる。

（協力事業者名簿）

第６条　協力事業者名簿には、次に掲げる内容を記載する。

（１）事業者及び代表者名

（２）事業者の所在地

（３）事業者の連絡先等

（４）その他市長が必要と定めるもの

２　協力事業者名簿に登録した内容は公開する。

（登録内容の変更）

第７条　協力事業者は、登録内容に変更が生じたときは協力事業者登録内容変更届（様式第５号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録辞退の届出）

第８条　協力事業者は、要件を欠くに至るとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに協力事業者登録辞退届（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第９条　市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（１）第３条に規定する内容に該当しなくなったとき

（２）虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき

（３）強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき

（４）不要な業務の強要を行ったとき

（５）故意に見積もりの金額等を偽ったとき

（６）著しく不適当な料金設定を行ったとき

（７）その他業務が著しく不適当又は不誠実であると認められるとき

２　市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、協力事業者登録取消通知書（様式第７号）を交付するものとする。

（情報提供の方法）

第10条　協力事業者名簿は、市のホームページで広く周知を図るとともに、空家等の所有者等の求めに応じて情報提供する。

（協力事業者の責務）

第11条　協力事業者は、空家等対策に関する業務等の提供及び当該業務等に関係する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、市長が求めたときはその状況を報告するものとする。

（空家等対策に関する業務等の提供に係る協議等）

第12条　空家等対策に関する業務等の提供の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と空家等の所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要領は、令和２年10月１日から施行する。

　（準備行為）

２　登録事業に必要な準備行為は、この要領の施行の日前においても、行うことができる。